

原議保存期間5年
(平成27年12月31日まで)

庁内各局部課長
各附属機関の長 殿
各地方機関の長
(参考送付先)
各都道府県警察の長

警察庁乙官発第15号
平成22年11月9日
警察庁次長

国家公安委員会及び警察庁における政策評価に関する基本計画の運用について(依命通達)

「国家公安委員会及び警察庁における政策評価に関する基本計画」(平成20年12月25日国家公安委員会・警察庁決定。平成22年7月改訂。)の運用に当たって必要な細目事項を下記のとおり定めたので、事務処理上遺憾のないようにされたい。

なお、「国家公安委員会及び警察庁における政策評価に関する基本計画の運用について」(平成20年12月25日付け警察庁乙官発第15号)は廃止する。

命により通達する。

記

第1 政策評価委員会の設置

- 1 警察庁に、政策評価委員会(以下「委員会」という。)を置く。
- 2 委員会は、国家公安委員会及び警察庁における政策評価に関する在り方及びその運営について審議することを任務とする。
- 3 委員会は、委員長、副委員長及び委員若干名で組織し、それぞれ次に掲げる者をもって充てる。

委員長 長官官房長

副委員長 長官官房総括審議官
長官官房政策評価審議官

委員 長官官房審議官
長官官房技術審議官
長官官房首席監察官
長官官房総務課長
長官官房参事官(企画担当)
長官官房人事課長
長官官房会計課長

長官官房国家公安委員会会務官
政策評価担当課の長
警察大学校警察政策研究センター所長
長官官房総務課情報公開・個人情報保護室長
科学警察研究所総務部長
その他委員長が指名する者

- 4 (1) 委員会は、次に掲げる場合その他必要のある場合に開催するものとする。
- ア 政策評価に関する基本計画を策定する場合
 - イ 実績評価計画書を策定する場合
 - ウ 政策評価の実施に関する計画を策定する場合
 - エ 実施結果報告書を作成する場合
 - オ 評価書及び経過報告書を作成する場合
- (2) 委員会の議事は、委員長が主宰する。
- (3) 委員長に事故のあるときは、筆頭副委員長が委員長の職務を行う。
- (4) 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し委員会への出席を求めることができる。
- (5) (1)から(4)までに定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。
- 5 委員会の庶務は、長官官房総務課（以下「総務課」という。）において処理する。

第2 実績評価方式により評価を実施する場合の手続

1 実績評価計画書の策定

- (1) 政策評価担当課の長は、翌年度に実施する評価について、当該局部ごとに基本目標及び業績目標を策定するとともに、業績目標についての政策所管課（課に準ずるものを含み、複数の政策所管課がある場合は、主たる政策所管課をいう。以下同じ。）を指定するものとする。
- (2) (1)にかかわらず、2以上の局部に共通する政策について評価を行う必要があるときは、当該政策に関する調整に係る事務を所掌する課の長が基本目標及び業績目標を策定するものとし、当該課を政策所管課とする。
- (3) 業績目標の政策所管課の長は、翌年度に実施する評価に係る実績評価計画書（別記様式第1号）の案を策定して、政策評価担当課の長に提出する。ただし、(2)の政策所管課の長は、実績評価計画書の案を長官官房総務課長（以下「総務課長」という。）に提出するものとする。
- (4) 政策評価担当課の長は、政策所管課の長から提出された実績評価計画書

の案を審査し、これを取りまとめて総務課長に提出するものとする。

- (5) 総務課長は、政策評価担当課又は政策所管課の長から提出された実績評価計画書の案を審査し、これを取りまとめ、委員会における審議を経て、警察庁長官（以下「長官」という。）に進達するものとする。
- (6) 評価期間途中の業績目標及びその業績指標については、原則として、前年度の実績評価計画書と同様のものを記載する。ただし、社会経済情勢の変化、評価方式の適否等を考慮して業績目標又は業績指標を追加若しくは削除又は変更をすることができる。

2 評価書等の策定

- (1) 業績目標の政策所管課の長は、前年度実施した評価に係る評価書（別記様式第2号）及びその要旨（別記様式第3号）の案を策定し、政策評価担当課の長に提出するものとする。ただし、1(2)の政策所管課の長は、評価書及びその要旨の案を総務課長に提出するものとする。
- (2) 政策評価担当課の長は、政策所管課の長から提出された評価書及びその要旨の案を審査し、これを取りまとめ、総務課長に提出するものとする。
- (3) 総務課長は、政策評価担当課又は政策所管課の長から提出された評価書及びその要旨の案を審査し、これを取りまとめ、委員会における審議を経て、長官に進達するものとする。

第3 事業評価方式により評価を実施する場合の手続

- 1 事業評価方式により評価を実施しようとする政策所管課の長は、評価の対象とする政策及び評価手法等評価の概要を、事前に、政策評価担当課の長及び総務課長に提出するものとする。
- 2 政策評価担当課の長若しくは総務課長又は委員会は、政策所管課の長に対して、評価を実施することが必要と認められる政策について、評価を実施するように求めることができる。
- 3 評価を実施した政策所管課の長は、次に掲げる事項を記載した評価書及びその要旨の案を策定し、政策評価担当課の長及び総務課長の審査並びに委員会における審議を経て、長官に進達するものとする。
 - (1) 評価の対象とした政策
 - (2) 評価の観点
 - (3) 効果の把握の手法及びその結果
 - (4) 学識経験を有する者の知見の活用に関する事項
 - (5) 評価を行う過程において使用した資料その他の情報に関する事項
 - (6) 評価を実施した時期
 - (7) 政策所管課

(8) 評価の結果

4 政策所管課の長は、必要に応じ、次に掲げる事項を記載した経過報告書及びその要旨の案を策定し、政策評価担当課の長及び総務課長の審査並びに委員会における審議を経て、長官に進達するものとする。

- (1) 評価の対象とした政策
- (2) 評価の観点
- (3) 効果の把握の手法及びその経過
- (4) 学識経験を有する者の知見の活用に関する事項
- (5) 経過を測定する際に使用した資料その他の情報に関する事項
- (6) 経過を測定した時期
- (7) 政策所管課

第4 総合評価方式により評価を実施する場合の手続

1 総合評価方式により評価を実施しようとする政策所管課の長は、評価の対象とする政策及び評価手法等評価の概要を、事前に、政策評価担当課の長及び総務課長に提出するものとする。

2 政策評価担当課の長若しくは総務課長又は委員会は、政策所管課の長に対して、総合評価方式により評価を実施することが必要と認められる政策について、評価を実施するように求めることができる。

3 総合評価方式により評価を実施した政策所管課の長は、次に掲げる事項を記載した評価書及びその要旨の案を策定し、政策評価担当課の長及び総務課長の審査並びに委員会における審議を経て、長官に進達するものとする。

- (1) 行政課題
- (2) 評価の対象とした政策
- (3) 評価の観点
- (4) 効果の把握の手法及びその結果
- (5) 学識経験を有する者の知見の活用に関する事項
- (6) 評価を行う過程において使用した資料その他の情報に関する事項
- (7) 評価を実施した時期
- (8) 政策所管課
- (9) 評価の結果

4 政策所管課の長は、必要に応じ、次に掲げる事項を記載した経過報告書及びその要旨の案を策定し、政策評価担当課の長及び総務課長の審査並びに委員会における審議を経て、長官に進達するものとする。

- (1) 行政課題
- (2) 評価の対象とした政策

- (3) 評価の観点
- (4) 効果の把握の手法及びその経過
- (5) 学識経験を有する者の知見の活用に関する事項
- (6) 経過を測定する際に使用した資料その他の情報に関する事項
- (7) 経過を測定した時期
- (8) 政策所管課

第5 規制の事前評価に係る評価書等の記載事項

第3の3及び第4の3に掲げる事項にかかわらず、規制の新設又は改廃に係る政策の事前評価に係る評価書及びその要旨（別記様式第4号）には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 1 規制の名称
- 2 担当部局
- 3 評価実施時期
- 4 規制の目的、内容及び必要性
- 5 法令の名称・関連条項とその内容
- 6 想定される代替案
- 7 規制の費用
- 8 規制の便益
- 9 政策評価の結果（費用と便益の関係の分析等）
- 10 有識者の見解その他関連事項
- 11 レビューを行う時期又は条件

第6 租税特別措置等に係る評価書等の記載事項

- 1 第3の3及び第4の3にかかわらず、租税特別措置等に係る政策の事前評価に係る評価書については別記様式第5号、その要旨については別記様式第6号によることとする。
- 2 第2の2(1)、第3の3及び第4の3にかかわらず、租税特別措置等に係る政策の事後評価書については別記様式第7号、その要旨については別記様式第8号によることとする。

第7 政策評価の結果の政策への反映状況についての報告

政策所管課の長は、政策評価の結果を政策の企画立案作業に反映させたときは、当該政策評価の概要並びに企画及び立案への反映の内容を明らかにして、速やかに、総務課長に報告するものとする。

第8 政策評価の実施に関する計画の策定手続

総務課長は、政策評価担当課の長又は政策所管課の長と協議の上、翌年度に事後評価の対象とする政策その他必要な事項を記載した政策評価の実施に關す

る計画の案を策定し、委員会における審議を経て、長官に進達するものとする。

第9 実施結果報告書の策定手続

総務課長は、政策評価担当課又は政策所管課の長と協議の上、前年度実施した評価の結果の概要並びに前年度における評価の結果の政策への反映状況その他必要な事項を記載した実施結果報告書の案を策定し、委員会における審議を経て、長官に進達するものとする。

第10 国家公安委員会の決裁手続

1 総務課長は、次に掲げる計画書等の作成に際しては、長官に進達した後、国家公安委員会の決裁を受けるものとする。

- (1) 実績評価計画書
- (2) 実績評価方式による評価に係る評価書
- (3) 政策評価の実施に関する計画
- (4) 実施結果報告書

2 政策所管課の長は、次に掲げる評価書の作成に際しては、長官に進達した後、国家公安委員会の決裁を受けるものとする。

- (1) 事業評価方式による評価に係る評価書及び経過報告書
- (2) 総合評価方式による評価に係る評価書及び経過報告書

(別記様式第1号)
 基本目標 業績目標 平成 年度実績評価計画書

基本目標		
業績目標		
業績目標の説明		
業績指標及び達成目標	業績指標	指標： 達成目標： 基準年： 達成年： 目標設定の考え方及び根拠：
	業績指標	指標： 達成目標： 基準年： 達成年： 目標設定の考え方及び根拠：
	業績指標	(略)
参考指標	参考指標	
	参考指標	
業績目標達成のために行う施策	(業績目標達成のために行う事務事業を記載する。)	
政策所管課		

(別記様式第2号)
 基本目標 業績目標 平成 年度実績評価書

基本目標	
業績目標	
業績目標の説明	
業績指標及び達成目標	業績指標 指標： 達成目標： 基準年： 達成年： 目標設定の考え方及び根拠：
	業績指標 指標： 達成目標： 基準年： 達成年： 目標設定の考え方及び根拠：
	業績指標 (略)
参考指標	参考指標
	参考指標
業績目標達成のために行った施策	(業績目標達成のために行った事務事業を記載する。)
効果の把握の手法及びその結果	(業績指標の動向、目標の達成状況等政策効果の把握の結果等について記載する。)
評価の結果	(政策効果の把握の結果を基礎として、学識経験者の意見等を踏まえ、評価の結果を記載する。)
	評価の結果の政策への反映の方向性 (評価の結果の政策への反映の方向性を記載する。)
学識経験を有する者の知見の活用に関する事項	(学識経験者の知見の活用方法、学識経験者の意見等の概要を記載する。)
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報に関する事項	(評価の過程で使用したデータ、文献等のバックデータの概要、又はその所在に関する情報について記載する。)
評価を実施した時期	
政策所管課	

実績評価書要旨

評価実施時期：平成 年 月 (作成年月を記載する。)

担当部局名：(基本目標の担当局部課を記載する。)

施策名	(「基本目標」を記載する。)	政策体系上の位置付け	
		(「基本目標」の番号を記載する。)	
施策の概要	(各「業績目標の説明」の要旨を業績目標の順に記載する。)		
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	[評価結果の概要] (各業績目標の「評価の結果」及び「評価の結果の政策への反映の方向性」の要旨を業績目標の順に記載する。)		
	[達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等] (各業績目標の「業績指標」、「達成目標」、「基準年」、「達成年」及び「効果の把握の手法及びその結果」欄中の結果に該当する部分(「効果の把握の結果」として記載)の要旨を業績目標の順に記載する。)		
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
	(関係する施政方針演説等の名称を記載する。)		(関連部分の抜粋について記載する。)

(別記様式第4号)

評価書(要旨)

規制の名称		
担当部局		
評価実施時期	平成 年 月 日	
規制の目的、内容及び必要性		
	法令の名称・関連条項とその内容	
想定される代替案	代替案が複数ある場合には、適宜表を修正の上作成	
規制の費用	各要素の費用	代替案の場合
(遵守費用)		
(行政費用)		
(その他の社会的費用)		
規制の便益	各要素の便益	代替案の場合
政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等)		
有識者の見解その他関連事項		
レビューを行う時期又は条件		
備考		

(別記様式第5号)

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした 租税特別措置等の名称	
2	要望の内容	
3	担当部局	
4	評価実施時期	
5	租税特別措置等の創設 年度及び改正経緯	
6	適用又は延長期間	
7	必要性 等	政策目的 及びその 根拠
		〈租税特別措置等により実現しようとする政策目的〉 ----- 〈政策目的の根拠〉
	政策体系 における 政策目的 の位置付 け	達成目標 及び測定 指標
		〈租税特別措置等により達成しようとする目標〉 〈租税特別措置等による達成目標に係る測定指標〉 ----- 〈政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与〉
8	有効性 等	適用数等

		減収額	
		効果・達成 目標の実 現状況	〔政策目的の実現状況〕(分析対象期間: ~)
			〔租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況〕(分析対象期間: ~)
			〔租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響〕(分析対象期間: ~)
			〔税収減を是認するような効果の有無〕(分析対象期間: ~)
9	相当性	租税特別 措置等によるべき 妥当性等	
		他の支援 措置や義務付け等 との役割 分担	
		地方公共 団体が協 力する相 当性	
10	有識者の見解		
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		

租税特別措置等に係る政策の事前評価書(要旨)

租税特別措置等の名称		
担当部局		
評価実施時期		
要望の内容		
租税特別措置等の創設年度及び改正経緯		
適用又は延長期間		
必要性等	(政策目的及びその根拠)	
	(政策体系における政策目的の位置付け)	
	(達成目標及び測定指標)	
有効性等	(適用数等)	
	(減収額)	
	(効果・達成目標の実現状況)	
相当性	(租税特別措置等によるべき妥当性等)	
	(他の支援措置や義務付け等との役割分担)	
	(地方公共団体が協力する相当性)	
有識者の見解		
前回の事前評価又は事後評価の実施時期		

(別記様式第7号)

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称		
2	租税特別措置等の内容		
3	担当部局		
4	評価実施時期		
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯		
6	適用期間		
7	必要性等	政策目的及びその根拠	<p>〈租税特別措置等により実現しようとする政策目的〉</p> <p>-----</p> <p>〈政策目的の根拠〉</p>
		政策体系における政策目的の位置付け	
	達成目標及び測定指標	達成目標及び測定指標	<p>〈租税特別措置等により達成しようとする目標〉</p> <p>〈租税特別措置等による達成目標に係る測定指標〉</p> <p>-----</p> <p>〈政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与〉</p>
8	有効性等	適用数等	

		減収額	
		効果・達成目標の実現状況	〔政策目的の実現状況〕(分析対象期間: ~)
			〔租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況〕(分析対象期間: ~)
			〔税収減を是認するような効果の有無〕(分析対象期間: ~)
9	相当性	租税特別措置等によるべき妥当性等	
		他の支援措置や義務付け等との役割分担	
		地方公共団体が協力する相当性	
10	有識者の見解		
11	評価結果の反映の方向性		
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		

租税特別措置等に係る政策の事後評価書(要旨)

租税特別措置等の名称		
担当部局		
評価実施時期		
租税特別措置等の内容		
租税特別措置等の創設年度及び改正経緯		
適用期間		
必要性等	(政策目的及びその根拠)	
	(政策体系における政策目的の位置付け)	
	(達成目標及び測定指標)	
有効性等	(適用数等)	
	(減収額)	
	(効果・達成目標の実現状況)	
相当性	(租税特別措置等によるべき妥当性等)	
	(他の支援措置や義務付け等との役割分担)	
	(地方公共団体が協力する相当性)	
有識者の見解		
評価結果の反映の方向性		
前回の事前評価又は事後評価の実施時期		

国家公安委員会及び警察庁における政策評価に関する基本計画

国家公安委員会及び警察庁は、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」（平成13年法律第86号。以下「法」という。）第6条第1項の規定及び「政策評価に関する基本方針」（平成17年12月16日閣議決定。以下「基本方針」という。）に基づき、政策評価に関する基本計画を下記のとおり定める。

記

第1 計画期間

本基本計画の計画期間は、平成21年1月1日から平成24年3月31日までとする。

第2 政策評価の実施に関する方針

1 政策評価の実施に関する考え方

国家公安委員会及び警察庁における政策評価は、次の事項を踏まえ、効率的で質の高い警察行政を実現し、国民的視点に立った成果重視の警察行政を推進することを目的とし、その実施に当たっては、評価の実施体制、業務量、緊急性等を考慮し、内閣としての重要政策を踏まえつつ、重点的、効率的かつ計画的に行う。

- (1) 国家公安委員会及び警察庁は、個人の権利と自由を保護し、公共の安全と秩序を維持するという任務を達成するため、各種政策の企画立案及び実施をしているが、これらの政策は、国民の生活に直接影響を及ぼすものであるから、その効果等について内外の社会・治安情勢の変化を踏まえた客観的かつ厳格な評価を行い、その結果を今後の政策の企画立案と実施に適切に反映することが求められるものである。
- (2) 警察行政の円滑な運営には国民の理解が必要不可欠であり、これを確保するため、政策評価の結果等に関する一連の情報を公表することによって、国民に対する警察行政の説明責任の徹底を図り、政策の企画立案過程及び実施状況の透明性を高めていくことが必要である。
- (3) 国家公安委員会及び警察庁の実施する政策評価の対象となる政策の多くは、都道府県警察の活動を通じて実施されるものや国内外の社会経済情勢等外部要因の影響を多分に受けるものであること及び諸外国においても確立された評価手法が少ないことなどの制約があることから、評価手法の研究等により、政策評価制度の充実を図っていくことが必要である。

2 政策評価の方式

- (1) 国家公安委員会及び警察庁における政策評価の方式は、実績評価方式、事業評価方式及び総合評価方式の3類型を基本とする。

ア 実績評価方式

実績評価方式とは、警察行政の各分野における政策について、政策の目的と手段の対応関係を明示しつつ、あらかじめ実現すべき目標を設定し、これに対する実績を定期的かつ継続的に測定するとともに、目標期間が終了した時点で目標期間全体における取り組みや最終的な実績等を総括し、目標の実現状況について評価する方式をいう。

イ 事業評価方式

事業評価方式とは、新たに導入する政策について、あらかじめ期待される政策効果等の推計及び測定を行い、必要性等の観点から評価するとともに、必要に応じ事後の時点で事前の時点に行った内容を踏まえ評価する方式をいう。

なお、事前評価を行っていない場合であっても、事後の時点において、当該事業等の目的等の実現状況について把握し、必要性等の観点から評価する。

ウ 総合評価方式

総合評価方式とは、特定の行政課題について、当該行政課題に係る政策効果の発現状況を様々な角度から掘り下げて分析し、政策に係る問題点を把握するとともにその原因を分析するなど総合的に評価する方式をいう。

- (2) 政策評価の方式は、評価の対象とする政策の特性等に応じて、適切なものを採用する。

また、政策評価の体系的かつ合理的で的確な実施を確保するため、政策体系をあらかじめ明らかにすることを基本とし、その実施に当たっては、政策評価の対象とする政策が、どのような目的の下にどのような手段を用いるものかという対応関係を明らかにした上で行うものとする。

第3 政策評価の観点に関する事項

- 1 国家公安委員会及び警察庁における政策評価は、必要性、効率性、有効性、公平性及び優先性の5つの観点から実施することを基本とする。
- 2 政策評価の観点は、評価の対象とする政策の特性に応じて、適切なものを選択する。

第4 政策効果の把握に関する事項

- 1 政策効果の把握に当たっては、対象とする政策の特性に応じて政策効果の把握に要する費用等を勘案して適切な手法を選択する。

その際、できる限り政策効果を定量的に把握することができる手法を用いるものとし、これが困難である場合、又はこれが政策評価の客観的かつ

厳格な実施の確保に結び付かない場合においては、政策効果を定性的に把握する手法を用いるものとする。この場合においても、できる限り、客観的な情報・データや事実を用いることにより、政策評価の客観的かつ厳格な実施の確保に努める。

- 2 成果に着目して政策効果を把握する場合は、行政機関が制御できない外部要因の影響や都道府県警察等の政策の実施機関の成果に対する寄与の程度について考慮する。

第5 事前評価の実施に関する事項

- 1 事前評価は、政策の決定に先立ち、政策の採否等の検討に有用な情報を提供する見地から実施する。その際、複数の政策代替案の中からの適切な政策の選択、政策の改善・見直しの過程をできる限り明らかにするよう努めるものとする。
- 2 事前評価において使用する政策評価の方式は、原則として事業評価方式とし、必要に応じ総合評価方式とすることができるものとする。
 - (1) 事前評価は、新規に開始しようとする政策のうち、国民の権利・利益に重大な影響を及ぼす規制、租税特別措置等、多額の支出を伴う事業その他国民生活や社会経済に与える影響が大きいものについて、重点的に実施する。
 - (2) 評価を実施する場合は、評価の対象となる政策の必要性、予測される達成効果及び達成時期、当該政策を選定することの有効性、適正性、事後的な評価方法等を明らかにした上で、政策の目的が国民や社会のニーズに照らして妥当かどうか、費用に見合った効果が得られるかどうかなどの観点から行う。
 - (3) 評価を実施したときは、法第10条第1項に規定する評価書を作成するものとする。
- 3 研究開発を対象とする事前評価の実施に当たっては、法、基本方針及び本基本計画で定めるところによるほか、「国の研究開発評価に関する大綱的指針」（平成20年10月31日内閣総理大臣決定）を踏まえて行うものとする。

第6 計画期間内において事後評価の対象としようとする政策その他事後評価の実施に関する事項等

- 1 事後評価は、政策の決定後、当該政策の見直し及び改善、新たな政策の企画立案等に反映させるための情報を提供する見地から実施する。
- 2 事後評価において使用する政策評価の方式は、実績評価方式、事業評価方式及び総合評価方式とする。
 - (1) 実績評価方式により評価を実施する場合
 - ア 国家公安委員会及び警察庁の所掌する政策の体系として、警察行政における主要な目標として基本目標を設定し、当該基本目標を実現す

るための個別の政策が目指す具体的目標として業績目標を選択した上で、業績目標ごとに設定した業績指標を1年以上の一定期間測定することにより、業績目標の実現状況を評価する。

イ 業績指標には、達成目標を設定するとともに、その達成時期を明確にする。達成目標は、定量的な数値目標であることが望ましいが、国家公安委員会及び警察庁の実施する政策評価の対象となる政策の中には、社会経済情勢等外部要因から多大な影響を受けることなどにより、数値目標を設定することが適当でないものがあり、このような政策については、業績目標を実現するための活動実績の把握や数値目標を設定せずに指標を継続的に測定することなどにより、当該業績目標の実現状況を評価する。

なお、達成目標の設定が困難な場合は、評価において求められる必要な要素等も勘案しつつ、政策の特性等に応じたより適切な評価の方式を用いることを検討する。

ウ 業績指標とは別に、業績目標をめぐる社会経済情勢を的確に把握・分析する際の参考とするための指標として参考指標を設定することができる。

エ 実績評価方式による評価の実施に当たっては、毎年度、基本目標、業績目標、業績指標等を記載した実績評価計画書を作成するものとする。

オ 実績評価方式により評価を実施したときは、法第10条第1項に規定する評価書を作成するものとする。

(2) 事業評価方式により評価を実施する場合

ア 事業評価方式による評価は、既の実施されている国民の権利及び利益に重大な影響を及ぼす規制、租税特別措置等、多額の支出を伴う事業その他国民生活や社会経済に与える影響が大きい政策を中心に、政策の目的、目標等の実現状況を明らかにするため、実施する。

イ 事業評価方式により評価を実施したときは、法第10条第1項に規定する評価書を作成するものとする。また、評価の実施を予定してから当該評価を実施するまでに2年以上の期間がある政策については、必要に応じて、適切な時期に、評価の経過を記載した経過報告書を作成するものとする。

(3) 総合評価方式により評価を実施する場合

ア 総合評価方式により評価を実施する場合は、評価の実施体制、業務量、緊急性等を考慮して、次に掲げる政策について重点的に行う。

- ・ 社会経済情勢の変化により見直し及び改善が必要とされるもの
- ・ 国民からの評価に対するニーズが高く、緊急に採り上げて実施することが要請されるもの

- ・ 社会経済や国民生活に与える影響が大きいもので開始から一定期間が経過したもの
 - ・ 従来の政策を見直して、新たな政策展開を図ろうとするもの
 - ・ 評価を実施してから長期間が経過したもの
- イ 評価を実施する場合は、対象となる政策とその効果との因果関係、外部要因の影響、波及効果等を掘り下げて分析することにより、政策の効果を様々な角度から具体的に明らかにするとともに、政策の問題点やその原因を分析する。
- ウ 総合評価方式により評価を実施したときは、法第10条第1項に規定する評価書を作成するものとする。また、評価に2年以上の期間を要する政策であって、当該期間が経過していないものについては、必要に応じて、評価の経過を記載した経過報告書を作成するものとする。
- 3 事前評価を実施した政策について、事後評価を実施する場合は、事前の時点で行った効果や費用の予測及び分析を踏まえて行うものとする。
規制の新設又は改廃に係る政策の事前評価を実施した場合は原則として、その他の事前評価を実施した場合は必要に応じ、事後評価を実施するものとする。
- 4 計画期間内において事後評価の対象とする政策は、次のとおりとし、それぞれ実績評価方式、事業評価方式及び総合評価方式の中から適切な方式を用いて評価を実施することとする。
- (1) 市民生活の安全と平穩の確保
 - (2) 犯罪捜査の的確な推進
 - (3) 組織犯罪対策の強化
 - (4) 安全かつ快適な交通の確保（社会資本整備重点計画法（平成15年法律第20号）第2条第1項に規定する社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備事業に係るものを含む。）
 - (5) 国の公安の維持
 - (6) 犯罪被害者等の支援の充実
 - (7) 安心できるIT社会の実現
 - (8) ITを活用した国民の利便性・サービスの向上
 - (9) G8司法・内務大臣会議等における国際的な枠組みを活用した治安対策の推進
 - (10) 警察改革の推進
 - (11) 振り込め詐欺対策の推進
 - (12) 被疑者取調べ適正化のための監督の適切な実施
 - (13) 指定等法人が実施する指定、登録等に係る事務・事業
 - (14) 警備業法施行令の一部を改正する政令（平成17年政令第244号）により新設された規制

- (15) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律（平成17年法律第119号）により新設された規制
 - (16) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成17年政令第369号）により新設された規制
 - (17) 銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律（平成18年法律第41号）により新設された規制
- 5 研究開発を対象とする事後評価等の実施に当たっては、法、基本方針及び本基本計画で定めるところによるほか、「国の研究開発評価に関する大綱的指針」を踏まえて行うものとする。

第7 学識経験を有する者の知見の活用に関する事項

政策評価の実施に当たっては、政策の特性、評価の内容に応じて学識経験を有する者の高い識見、高度の専門的知識・能力等を活用するため、必要に応じて、学識経験者等からの意見の聴取、学識経験者等により構成される研究会等の開催等により、その客観的かつ厳格な実施の確保に努める。

また、第9の規定による実施計画及び実施結果報告書の策定に当たっては、別に定めるところにより開催する警察庁政策評価研究会において、政策評価や警察行政に造詣の深い学識経験者等の意見を聴取し、その客観性の確保に努める。

第8 政策評価の結果の政策への反映に関する事項

国家公安委員会及び警察庁の実施する政策評価の結果は、予算要求、税制改正要望、法令等による制度の新設及び改廃、各種計画の策定等政策の企画立案作業にできる限り反映する。

第9 実施計画及び実施結果報告書の策定

- 1 国家公安委員会及び警察庁は、毎年3月末までに、翌年度実施する政策評価の概要を記載した政策評価の実施に関する計画を策定するものとする。
- 2 国家公安委員会及び警察庁は、毎年7月末までに、前年度実施した政策評価の結果の概要及び過去における評価結果の前年度における政策への反映状況を記載した実施結果報告書を作成するものとする。

第10 インターネットの利用その他の方法による政策評価に関する情報の公表に関する事項

- 1 法第10条第1項に規定する評価書の作成に当たっては、政策評価の結果の外部からの検証を可能とすることの重要性を踏まえ、同項各号に掲げられている事項についてできる限り具体的かつ明確に記載し、その際、評価結果の政策への反映の方向性を明らかにするものとする。
- 2 評価の際に使用したデータ、仮定、外部要因等についても明らかにするものとする。
- 3 次に掲げる計画等については、公表するものとし、これらの公表に当たってはインターネットのウェブサイトへの掲載のほか、プレスリリース等

により行うものとする。

- (1) 基本計画
- (2) 政策評価の実施に関する計画（第9 1）
- (3) 実績評価計画書（第6 2(1)エ）
- (4) 評価書及びその要旨（第6 2(1)オ、(2)イ、(3)ウ）
- (5) 経過報告書（第6 2(2)イ、(3)ウ）
- (6) 実施結果報告書（第9 2）

第11 政策評価の実施体制に関する事項

- 1 国家公安委員会は、警察庁の実施する政策評価を管理するとともに、警察庁と共同で政策評価を実施する。
- 2 国家公安委員会及び警察庁の実施する政策評価については、政策評価の対象となる政策を所管する課（課に準ずるものを含む。以下「政策所管課」という。）が、政策評価の案（評価計画の案を含む。以下同じ。）を作成する。
- 3 警察庁内部部局の各局部については、別紙に掲げる課をもってそれぞれ当該局部についての政策評価担当課とし、当該局部における政策評価の客観性を確保するため、次に掲げる措置を講ずる。
 - (1) 政策評価の対象の選定に関する調整
 - (2) 政策所管課に対する政策評価に関する支援及び必要な助言
 - (3) 政策所管課が作成した政策評価の案の審査
- 4 長官官房総務課（以下「総務課」という。）は、国家公安委員会及び警察庁における政策評価の厳正かつ客観的な実施を確保するため、次に掲げる措置を講ずる。
 - (1) 政策評価に関する基本的事項の企画及び立案
 - (2) 政策評価の対象の選定に関する総合調整
 - (3) 政策所管課に対する政策評価に関する支援及び必要な助言
 - (4) 政策所管課が作成した政策評価の案（3(3)の審査を受けたものを含む。）の審査
 - (5) 政策評価の実施状況の取りまとめや公表等政策評価の総括
 - (6) 政策評価を担うことができる人材の養成及び確保の推進
- 5 長官官房政策評価審議官は、所管行政に関する政策評価に関する企画及び立案に関する事務並びに関係事務を総括整理する。
- 6 警察庁に、別に定めるところにより政策評価委員会を設け、国家公安委員会及び警察庁における政策評価の在り方及びその運営について審議することとする。

第12 その他政策評価の実施に関し必要な事項

- 1 国民からの意見等の受付及びその活用
 - (1) 国家公安委員会及び警察庁の実施する政策評価に関する国民からの意

見及び要望の受付窓口は、総務課とする。また、警察庁ウェブサイト国民からの意見及び要望を受け付けるコーナーを設ける。

- (2) 国民から寄せられた意見及び要望については、その内容に応じて、今後の政策の企画立案や評価に適切に活用するとともに、できる限り、国家公安委員会又は総務課、政策評価担当課若しくは政策所管課から回答する。

2 その他

- (1) 科学警察研究所については、総務部総務課が政策評価担当課の役割を、各研究室及び附属鑑定所が政策所管課の役割を、それぞれ担い、研究調整官は、科学警察研究所の所掌事務に関する政策評価に関する事務のうち重要事項に係るものの調整を行うものとする。
- (2) 本基本計画については、国家公安委員会及び警察庁における政策の在り方、政策評価の実施状況、政策評価の方法に関する研究開発の動向等を踏まえ、必要に応じて見直しを行う。
- (3) 政策評価の実施に当たって必要な細目事項は、別に定める。

第13 附則

平成21年度に策定する実施結果報告書については、この基本計画の第9の2にかかわらず、「国家公安委員会及び警察庁における政策評価に関する基本計画」（平成17年12月22日国家公安委員会・警察庁決定）第9の2の例による。

政策評価担当課

局部	政策評価担当課
長官官房 生活安全局 刑事局 組織犯罪対策部 交通局 警備局 外事情報部 情報通信局	総務課 生活安全企画課 刑事企画課 企画分析課 交通企画課 警備企画課 外事課 情報通信企画課